

市東孝雄さんの農地取り上げ裁判で不当判決 「農地は私の命」—耕す者に権利あり

島 あけみ (千葉県佐倉市)

終わっていない

三里塚闘争

私は、成田市天神峰の専業農家・市東孝雄さんの農地取り上げ裁判の傍聴と支援を6年間続けてきました。裁判は二つの法廷で争われており、うち一つが7月29日に判決を迎えました。判決は《農地を明け渡せ》という不当なものでした。

この判決は、何と「農地法」を根拠に出されてきました。市東さんは、記者会見で控訴して闘うことを表明し、次の



市東さんの畑

ように語っています。

「農地は私の命です。空港会社の不当な請求を認める判決は、農地だけでなく農民としての誇りを奪い、死ねと言うのと同じです。闘う以外に農民としての生きる道がないのです。」

「成田国際空港(株) (旧空港公団) が、強制的に取り上げようとしている農地は、父祖伝来100年近く耕し続けてきた有機農法の畑です。面積は約1町3反で、農地全体の4分の3にあたります。作業用の建物や農機具置き場など、農作業に欠かせない建物もあり、判決は、これらのすべてを明け渡せ、というものです。

1971年、成田闘争は日本社会に大きな衝撃を与えました。小泉よねさんの家を壊し、畑を奪った土地収用事件。農民と支援学生、労働者が機動隊と衝突し、双方から死者

を出した強制代執行などです。しかしその後、成田空港の用地問題はまったく進まず、空港は今も滑走路や誘導路の予定地に家や畑がある、不完全な状態です。「損失補償」を条件として、強制的に取り上げる土地収用法が、成田では時効によって効力を失い、土地を強制収容できなくなっているからです。



右から萩原さん、市東さん、北原さん

「農地法」をねじ曲げての土地収用

判決について弁護団事務局に聞きました。

—その成田で、市東さんの農地が強制的に取り上げられようとしているのはなぜでしょうか？

弁護団：取り上げ対象の農地は、本来農地改革で解放されるべきでしたが、市東孝雄さんの父である故・東市(とういち)さんの復員が遅れたために、解放から取り残された土地です。1988年春、空港公団はこの農地を、小作権者である東市さんに対して秘密裏に、違法に買収しました(また、もう一つの裁判でも地主が書いたとされる署名も、東市さんが押したとされる印鑑も偽造だったことが明らか

になっています)。

翌年12月15日に事業認定の期限切れが迫り、これによる土地収用法の効効前に市東さんの小作耕作権(賃借権)を強制収用しようとしたのです。それが破綻して、現在に至りました。

—小作地の場合には農地法で畑を取り上げることができるとですか？

弁：本来、できることではありません。農地法は農地改革の継続法であり、小作権者の地位は、所有権と同様の強い権利として守られてきました。土地の強制収用は、それ自体問題が多いのですが、法的には土地収用法に拠ります。それが失効して行き詰まり、代わりに、農地と農民の権利を守るはずの農地法(20条「賃借の解約制限」)を違法に使用して、事実上、公用収用し

ようとするところに、この裁判の特異性があるのです。まさに違憲・違法です。安倍内閣は『公益』『公の秩序』を柱の一つとする改憲と、TPPによる農家切り捨てに向かっています。農民の権利を問いかけるこの裁判を闘う意義は大きいと思います。

農地法裁判

控訴審への支援を

今、市東さんの畑や家は、周囲を鉄板や誘導路でぐるりと囲まれています。夜遅くまで騒音も激しいです。しかし、市東さんは農民の誇りを持って、何者にも屈せず耕し続ける覚悟です。

これから農地法の裁判は高裁へと移ります。一人でも多くの方が東京高裁の傍聴に参加されることを、切に望みます。